

# 令和4年度からの特別支援教室

## ① 巡回グループを編制して、特別支援教室担当教員による巡回指導を行います！

令和4年度から、近隣の小学校で巡回グループを編制し、巡回指導教員（特別支援教室担当教員）が**グループ内の学校を巡回して**、特別支援教室での指導を行います。巡回指導教員は、指導の時間割に応じて、決められた曜日と時間に拠点校に在籍し、指導や支援を行います。



■令和4年度 巡回グループ

拠点校	巡回校
多摩第一小学校	多摩第二小学校、東寺方小学校
聖ヶ丘小学校	連光寺小学校
西落合小学校	東落合小学校
大松台小学校	南鶴牧小学校
諏訪小学校	北諏訪小学校
瓜生小学校	永山小学校
豊ヶ丘小学校	貝取小学校
愛和小学校	多摩第三小学校

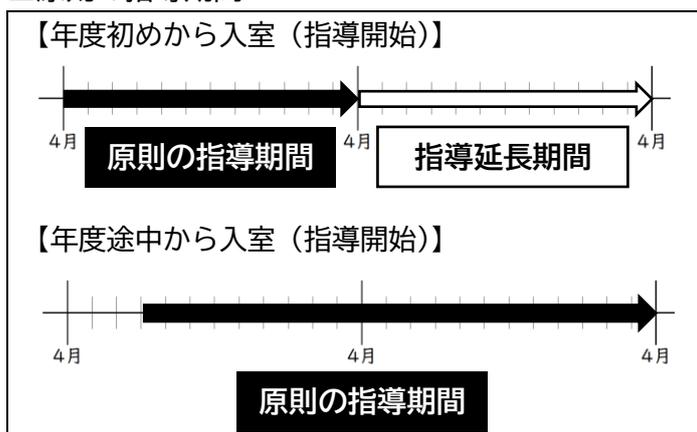
- 各学校の特別支援教室の設置場所や名称に変更はありません。これまでと同じ環境で安心して指導を受けることができます。
- 巡回グループ内で指導方法や教材を共有する巡回指導教員が、複数の教員でチームを組んで各学校を巡回し、特別支援教室で、学習上又は生活上の困難やつまずきを改善・軽減するための専門的な指導を行います。
- 巡回グループ内での多様な実践や事例の蓄積を踏まえ、巡回指導教員は、専門的な見地から、各学校の教員に特別支援教育に対する助言を行います。

## ② 「原則の指導期間」を設けて指導を行い、学級での生活の充実を目指します！

これまで年度ごとに1年間と設定していた指導期間について、東京都のガイドラインを踏まえ、「**原則の指導期間**」を設けます。

- 年度初めから入室した児童は、「**原則の指導期間**」は**年度末までの1年間**です。また、指導目標が達成できていない場合は、**最長で1年間、指導期間を延長することができます**。
- 年度途中から入室した児童は、「**原則の指導期間**」は**入室した年度の翌年度末まで**です。
- 退室後おおむね3か月以上6か月の間で、引き続き課題や困難が見られる場合は、指導の必要性を改めて検討し、**新たに原則の指導期間を踏まえて再入室することができます**。

■原則の指導期間



- 「**原則の指導期間**」内の指導により、つまずきの軽減と集団に適應する能力の育成を図り、学級の中だけで充実した生活を過ごすことができる、指導の終了を目指します。
- 指導期間中や指導の終了時は、指導の成果や在籍学級での生活の状況を細やかに確認し、困難やつまずきに応じて適切な支援の在り方を検討します。
- 指導の終了後は、特別支援教室での指導内容を踏まえ、在籍学級の中で、一人一人に応じた支援を行います。